特定生産緑地（ 泉南市 ）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の２第１項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

番号	位置	生産緑地地区番号	面積			申出基準日	備考	図面番号
			生産緑地地区（都市計画）	特定生産緑地				
				既に指定されている区域	新たに指定する区域			
1	泉南市樽井四丁目地内	樽井39号	約 0.08 ha	約 0.00 ha	約 0.08 ha	令和8年12月13日		2
2	泉南市男里五丁目地内	男里42号	約 0.28 ha	約 0.14 ha	約 0.14 ha	令和8年12月13日		2

「区域は指定図表示のとおり」